

令和4年12月市議会定例会議

経済民生常任委員会資料

議案第138号	福島市文化振興条例制定の件	2	頁
議案第145号	指定管理者の指定の件（福島市写真美術館）	5	頁
議案第128号	令和4年度福島市一般会計補正予算（第11号）	7	頁

市民・文化スポーツ部

議案第138号 福島市文化振興条例制定の件【文化振興課】

(議案書 P61～65)

1. 条例制定の趣旨

福島市ならではの特色ある文化を守り、持続的に発展させていく取組みを推進していくために条例を設けるもの。

2. 条例の概要

- (1)文化振興に関する施策推進にあたっての基本理念を規定
- (2)市の責務のほか、市民、文化活動を行う者、事業者それぞれの役割を規定
- (3)文化振興施策の基本的な方向性を規定
- (4)文化振興のための基金の設置を規定

3. 条例の構成

項 目	内 容
前 文	福島市を知らない方にも本市らしさが伝わる内容とするため、地勢や成り立ち、時代背景など文化を構成する要素のほか、特色ある文化、文化振興に対する決意などについて記載
第 1 条 目的	文化振興に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、福島市らしい特色ある文化の継承と持続的な発展を図り、もって市民のふるさとへの愛着の醸成、文化が息づく心豊かな市民生活及び魅力あふれる地域の実現に寄与する。
第 2 条 定義	文化、文化活動、市民、文化活動を行う者、事業者の定義を規定

項 目	内 容
第 3 条 基本理念	<p>(1) 文化活動を行う者の自主性、創造性、活動の多様性を尊重すること。</p> <p>(2) 誰もが文化を鑑賞し、これに参加、これを創造できることを尊重し、市民の文化意識の高まりや文化活動の活発化に向けた環境の整備に努めること。</p> <p>(3) 子どもや若者に対する文化に関する教育を推進すること。</p> <p>(4) 本市で育まれてきた特色ある文化の保護、継承及び発展に努めること。</p> <p>(5) 本市で育まれてきた特色ある文化の発信等により市内外の地域及び人々との文化を生かした交流の推進を図ること。</p> <p>(6) 文化活動を地域社会や観光、まちづくり、教育などの各関連分野と連携させ、市全体の活力を高めること。</p>
第 4 条 市の責務	本市らしい特色ある文化振興につながるよう特に意を用いながら、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進する。
第 5 条 市民の役割	自主性にに基づき、日常生活において文化に触れ、親しむとともに、文化活動の内容について理解し、尊重するよう努める。
第 6 条 文化活動を行う者の役割	自主的かつ主体的に、文化活動の充実を図るとともに、文化の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努める。
第 7 条 事業者の役割	事業活動を通じて文化を創造し、若しくは享受する活動を支援するよう努める。
第 8 条 文化振興施策	<p>(1)市は、文化振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化振興にかかる計画を定めるものとし、その策定にあたっては、市民の意見が反映されるよう十分配慮する。</p> <p>(2)市は、地域社会、観光、まちづくり、教育等に関する施策を進めるときは、文化の要素を取り入れ、それらの施策と文化振興が相乗効果を発揮するよう努める。</p>
第 9 条 審議会の設置	市は、計画その他の文化の推進に関する重要事項を調査審議するため、福島市文化振興審議会を設置する。

項 目	内 容
第 10 条 基金の設置	本市の文化の振興に要する資金を積み立てるため、福島市文化振興基金を設置する。
第 11 条 委任	条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

4 条例の施行日

令和5年1月1日

5 条例制定による効果

- (1)文化振興に向けた基本的な方向性を示すことで、行政だけでなく、市民や事業者、各文化団体など市全体で統一的に振興施策や環境づくりに取り組むことができる。また、互いに共創で取り組む際の根拠となり、総合的・継続的・安定的な文化推進に寄与する。
- (2)2つの基金を統合し、その設置目的を文化振興に要する資金の積み立てと規定することで、文化振興に関する幅広い事業への充当が可能となり、柔軟な施策事業の推進につながる。また、基金の原資となることが見込まれる市民等からの寄付に際しても、広く文化振興に資する基金とすることで、寄付者の思いや意図に則した活用が図られる。

6 参 考

<これまでの経過>

- (1)福島市文化振興条例検討委員会 5回開催
- (2)パブリックコメントの実施（令和4年8月19日～9月20日） 17名 96件の意見あり

議案第145号 指定管理者の指定の件（福島市写真美術館）【文化振興課】（議案書P80）

議案第128号 令和4年度 福島市一般会計補正予算（第11号）【文化振興課】
（議案書P14、補正予算説明書P25）

指定管理者候補者及び債務負担行為設定額

施設の名称	福島市写真美術館
取扱区分	公募
団体の名称	公益財団法人 福島市振興公社
団体の代表者	理事長 川村 栄司
団体の住所	福島市入江町1番1号
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5カ年間)
債務負担行為設定額	158,900（管理運営経費164,502 利用料金等収入5,602） 千円
団体の事業概要	①市民の文化振興に関する啓発及び推進事業 ②市民の労働福祉増進に関する推進事業 ③市民の健康増進に関する啓発及び推進事業 ④地域の振興に関する推進事業 ⑤埋蔵文化財調査及び研究による文化財の保護保存及び継承事業 ⑥福島市における除染管理業務の受託事業 ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業
現行の取扱区分	直営（業務委託）：公益財団法人 福島市振興公社
備考	

債務負担行為設定額の内訳

（単位：千円）

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	5カ年計
支出（管理運営経費）	32,829	32,619	32,956	33,256	32,842	164,502
収入（利用料金等収入）	1,108	1,113	1,121	1,128	1,132	5,602
差引（指定管理料）	31,721	31,506	31,835	32,128	31,710	158,900

「福島市写真美術館」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月27日	現場説明会	2団体参加 ・時間：午前10時～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月28日～31日	質問の受付	質問件数：質問なし
3	8月5日	質問への回答	「福島市写真美術館」分は該当なし
4	8月9日～18日	指定申請書受付 (文化振興課)	1団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月22日	面接審査 (福島市写真美術館)	1団体面接 ・時間：午後2時～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月28日	第1次審査 (市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月13日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者 「公益財団法人福島市振興公社」／最終合計点：65.50点（交渉順位第1位）

3 審査結果

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	4.10点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	11.40点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	5.40点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	4.20点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	2.05点
⑥ 社会的価値の実現	15%	5.85点
⑦ 安定した施設運営	15%	6.30点
合計	100%	39.30点
※管理運営委員会委員が6名につき1項目60点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		65.50点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（新規のため加点なし）した最終合計点		65.50点

議案128号 令和4年度 福島市一般会計補正予算（第11号）【文化振興課】

（補正予算説明書 歳入:P12～13、歳出:P22）

【補正の趣旨】

福島市文化振興条例において、柔軟な文化振興施策の推進に向け、既存の「福島市文化施設整備基金」と「福島市古関裕而音楽賞基金」を統合し、新たに広く文化振興に要する資金を積み立てるための「福島市文化振興基金」を設置することに伴う補正。

○基金

(R4.12.1現在)

名 称	創設	設置目的	基金残高 (円)	
福島市古関裕而音楽賞基金	H2.7	古関裕而音楽賞の事業の推進に要する資金の積立	19,001,633	491,947,667
福島市文化施設整備基金	S54.3	文化施設の建設に要する資金の積立	472,946,034	
福島市文化振興基金	R5.1 新設	本市の文化の振興に要する資金の積立	—	

移行

議案128号 令和4年度 福島市一般会計補正予算（第11号） 債務負担行為補正【文化振興課】

（議案書 P14、補正予算説明書 P25）

【補正の主旨・内容等】

福島市写真美術館において、故秋山庄太郎氏の写真展を開催し、本市写真文化のさらなる振興と花観光の一層の推進を図るため、当該契約にかかる債務負担行為を設定するもの。

◆(仮称)秋山庄太郎写真展 開催概要(予定)

- 開催日 令和5年 3月18日(土)～4月16日(日)
- 会場 福島市写真美術館
- 観覧料 500円
- 内容 花見山を中心とした 故秋山庄太郎氏の作品展示（同氏寄贈作品含む）

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(追加)

(単位 千円)

事項	限度額	令和3年度末までの支出(見込)額		令和4年度以降の支出予定額			左の財源内訳			
				令和4年度	令和5年度		特定財源			一般財源
		期間	金額	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
写真美術館企画展開催業務委託費	写真美術館秋山庄太郎展開催業務委託仕様書に基づき算出した額	-	-	-	令和5年度	限度額に同じ	-	-	-	全額